

医療機関で提示するもの

	2024年	2025年	2026年
◆ 提示するもの ※①から順に利用優先順位	施行日 (2024.12.2)	経過措置期間	経過措置終了 (2025.12.1)
保険証 (現行)		可能な限りマイナ保険証へ切り替えてください	
① マイナ保険証			
② 資格情報のお知らせ + またはマイナポータル画面 マイナンバーカード		保険証利用登録がお済みでない方は、お早めにご登録ください	
③ 資格確認書 マイナ保険証が利用できない方にのみ発行		マイナ保険証の利用をご検討ください (資格確認書の有効期限は最大5年間です)	